

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分並びに同年〇月〇日付けで請求人に対してした同法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日業務上負傷し、「胸骨骨折、右副腎損傷、外傷性頰椎椎間板ヘルニア、腰部脊柱管狭窄症」等（以下「原傷病」という。）と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）した。請求人は、治癒後、障害が残存するとして、障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。
- 2 その後、請求人は、平成〇年〇月に「腸管癒着症、腸管イレウス」による開腹手術、平成〇年〇月に「腰椎椎間板ヘルニア」による腰椎の椎弓切除術を受け、いずれも原傷病の再発であると認められ、平成〇年〇月〇日をもって「腰椎椎間板ヘルニア」が、同年〇月〇日をもって「腸管癒着症」がそれぞれ治癒（症状固定）した。その後、請求人が障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は障害等級第11級に該当するものと認めた上で、既存障害である障害等級14級との差額の障害補償給付を支給する旨の処分をした。請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが棄却され、再審査請求をしたが、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の裁決をした（平成19年労第103号）。

さらに、請求人は、「第5腰椎変形すべり症、腰部脊柱管狭窄症」の治療を受

け、審査官の平成23年度第16号決定により、これらが原傷病の再発と認められ、療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒となった。請求人は、治癒後、「第5腰椎仙骨固定術術後」の傷病名により監督署長に障害補償給付を請求し、監督署長は、請求人に残存する障害について障害等級第10級と認定し、障害等級第11級に係る支給額との差額の障害補償給付を支給する旨の処分を行った。請求人は、審査官に対し審査請求をしたが棄却され、再審査請求をしたが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の裁決をした（平成25年労第220号）。

今般、請求人は、平成〇年〇月〇日にA病院に受診し、「腰部脊柱管狭窄症、胸椎部痛、第3腰椎変性すべり症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

3 本件は、請求人が本件傷病は原傷病の再発であるとして、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、審査官に審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人の本件傷病が、原傷病の再発と認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病が、原傷病の再発であると主張するので検討する。

決定書理由で説示するとおり、B医師とC医師は、本件傷病の原因は、腰部脊柱管狭窄症（L3すべり症を伴う）と述べており、D医師及びC医師は、いずれも平成〇年〇月〇日撮影の画像において所見はみられず、本件傷病は加齢に伴う変性であると述べている。

当審査会において改めて、本件における医学的所見及び請求人の症状の経過を精査するも、請求人の本件傷病は、加齢に伴う退行変性とみるのが妥当であり、本件傷病が原傷病の再発には当たらないものと判断する。

(2) 請求人は、第5腰椎仙骨固定術を受けた際、主治医から第3腰椎も悪いと説明を受けている旨述べているが、平成〇年〇月〇日付けE医師の意見書においても、第3腰椎に係る傷病名は認められず、さらに、F病院の診療費請求内訳書（平成〇年〇月分）にも第3腰椎に係る傷病名は認められない。以上のように、同年〇月〇日の治癒（症状固定）時において、第3腰椎に治療を要する症状が存在したことについて客観的根拠はないことから、請求人の主張を採用することはできない。

(3) したがって、当審査会としては、本件傷病は、再発の認定要件を満たしているとはいえず、原傷病が再発したものと認めることができないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。